

大田区里帰り等妊婦健康診査費用助成について

大田区では妊婦健康診査 14 回、妊婦超音波検査 1 回、妊婦子宮頸がん検診の公費負担を都内契約医療機関にて行っています。

里帰り先等、都内契約医療機関以外（ただし日本国内に限る）で妊婦健康診査 14 回、妊婦超音波検査 1 回、妊婦子宮頸がん検診を受診する際には、お渡しした受診票が利用できず、全額自己負担になります。このような場合に、支払った金額の全額あるいは一部を助成する制度がありますので、領収書や妊婦健康診査受診票等は、申請時まで大切に保管してください。

1 助成対象及び対象者

- (1) 妊婦健康診査受診時に、区内に住民登録があること。
- (2) 都内契約医療機関以外の医療機関または助産所（以後「契約外医療機関等」といいます。）において、妊婦健康診査、妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診を自己負担で受診した方であること。（ただし助産所は 2 回目以降の妊婦健康診査のみが対象になります。）

2 申請期間

最後の妊婦健康診査を受診した日から一年間を経過する日の前日まで（土・日・祝の場合はその前日まで）

3 手続きに必要な書類等

- (1) 申請書セット
 - ・大田区里帰り等妊婦健康診査費用助成申請書
 - ・支払金口座振替依頼書
 - ・請求書
 - ・委任状（申請者以外の口座へ振り込む場合に必要です）

※消せるボールペンは使用しないでください。
- (2) 未使用の「妊婦健康診査受診票（1 回目水色、2～14 回目黄色）」、「妊婦超音波検査受診票（白色）」及び「妊婦子宮頸がん検診受診票（桃色）」
- (3) 医療機関の領収書（コピー不可）

内訳書や明細書が発行されていれば、一緒にお持ちください。
窓口でコピーをしたのち領収書等は返却いたします。
※医療機関に領収書の内容を確認する場合がありますので、ご了承ください。
- (4) 母子健康手帳
- (5) 申請者の印鑑（朱肉を使用するもの）

申請者以外の口座へ振込みを希望する場合は、（申請者・受任者）それぞれの印鑑をお持ちください。
- (6) お振込先の金融機関名、支店名、口座番号が分かるもの（通帳等）

裏面もご覧ください。



4 助成の範囲

- (1) 助成回数は、残った受診票の枚数を上限とします。
- (2) 日本国内での受診に限ります。
- (3) 助成限度額

契約外医療機関等で受診した妊婦健康診査費用を下表の助成限度額の範囲内で助成します。契約外医療機関等に支払った額が、助成限度額以下の場合には支払った金額を限度額とします。

	妊婦健康診査 受診日 H30. 4. 1～	妊婦健康診査 受診日 H28. 4. 1～ H30. 3. 31
妊婦健康診査 1回目 (水色の受診票)	10,850円まで	9,680円まで
妊婦健康診査 2～14回目 (黄色の受診票)	5,070円まで	5,160円まで
妊婦超音波検査 (白色の受診票)	5,300円まで	5,300円まで
妊婦子宮頸がん検診 (桃色の受診票)	3,400円まで	3,400円まで

※ H30. 4. 1以降健診単価が変更された場合は、助成限度額も変更されます。

- (4) 健康保険を使用した費用は、助成の対象外です。
- (5) 母子健康手帳交付日以降の妊婦健康診査が対象です。ただし、区外で母子健康手帳交付を受けた方は、大田区転入日以降の妊婦健康診査が対象です。

5 助成の決定

申請内容に基づき審査を行い、助成額を決定し、ご指定の口座へ助成金を振込みます。決定内容は、郵送により通知いたします（通常2～3か月後）。

6 申請先・問い合わせ先

大田区健康政策部 保健所 健康づくり課 管理担当

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区役所6階 窓口14番 (電話 03-5744-1661)

※申請受付は、上記窓口のみです。

地域健康課・特別出張所では、申請を受付けませんのでご注意願います。